

第3回研究会資料、議事要旨

(平成21年12月2日)

研究開発コンソーシアムにおける 知財プロデューサーの在り方に関する研究会

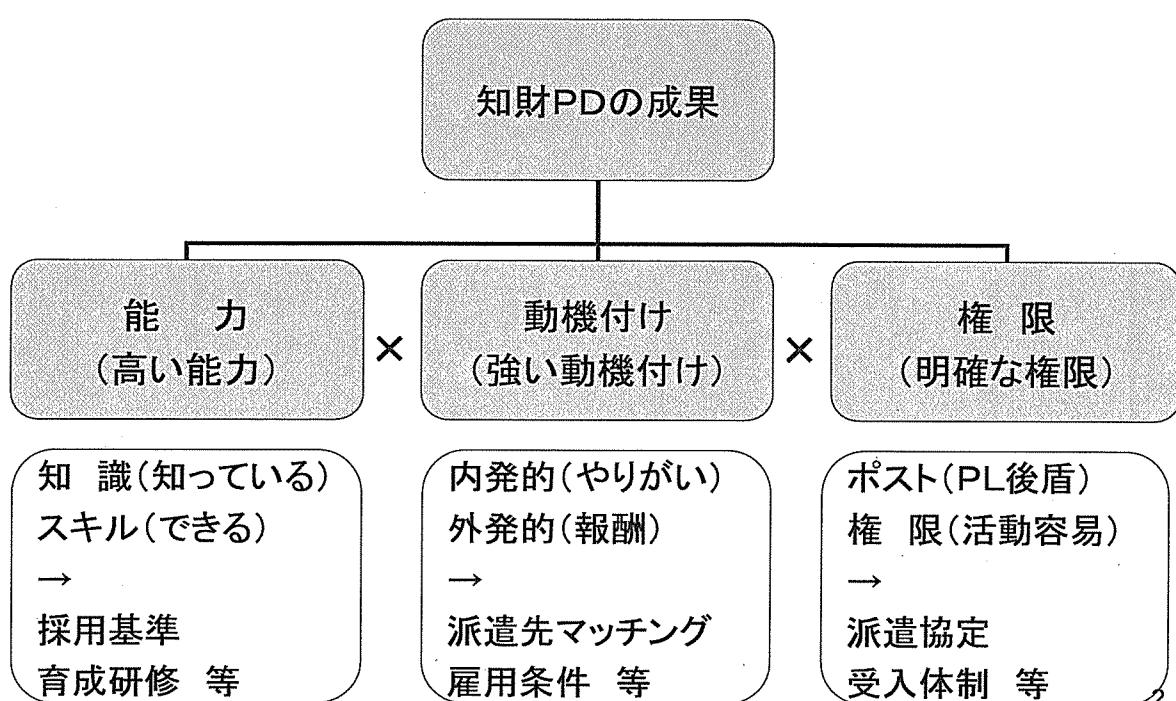
(第3回 事務局作成資料)

2009年12月 2日

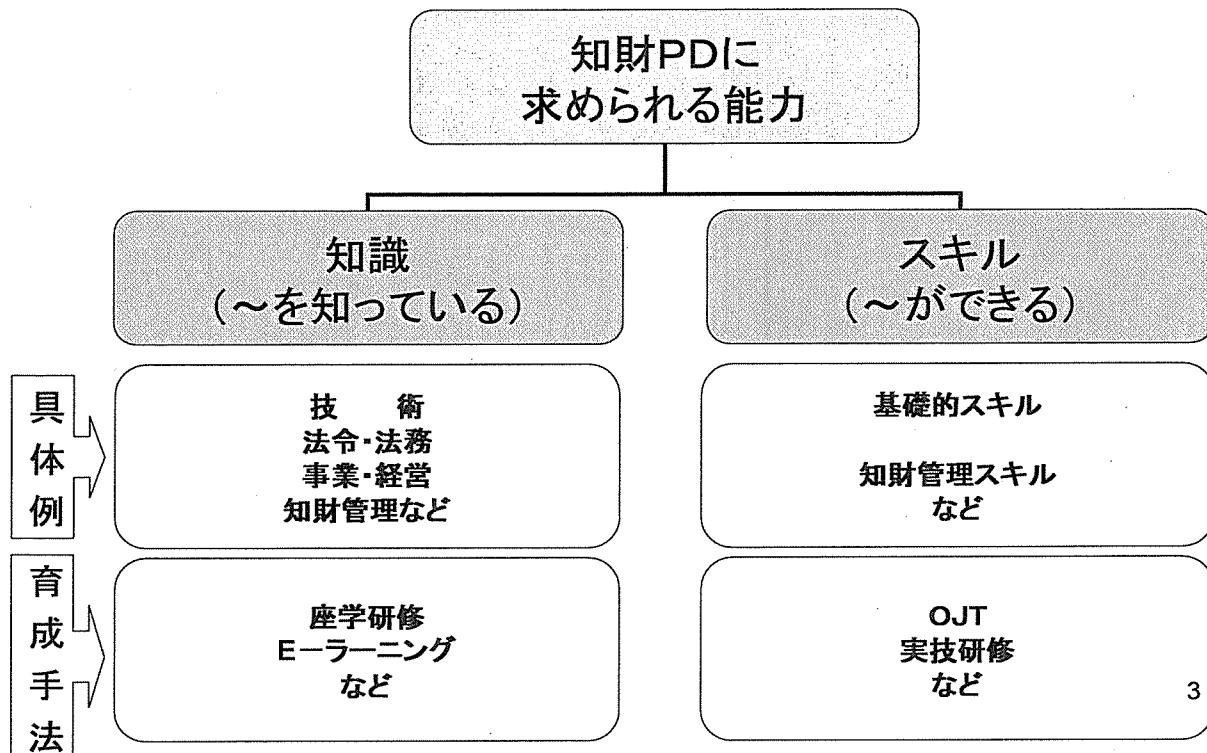
(独)工業所有権情報・研修館

1

1. 1 知財PDの派遣成果を高めるためには



1. 2 知財プロデューサーに求められる能力



1. 3 知財PDが有効に機能するための要件

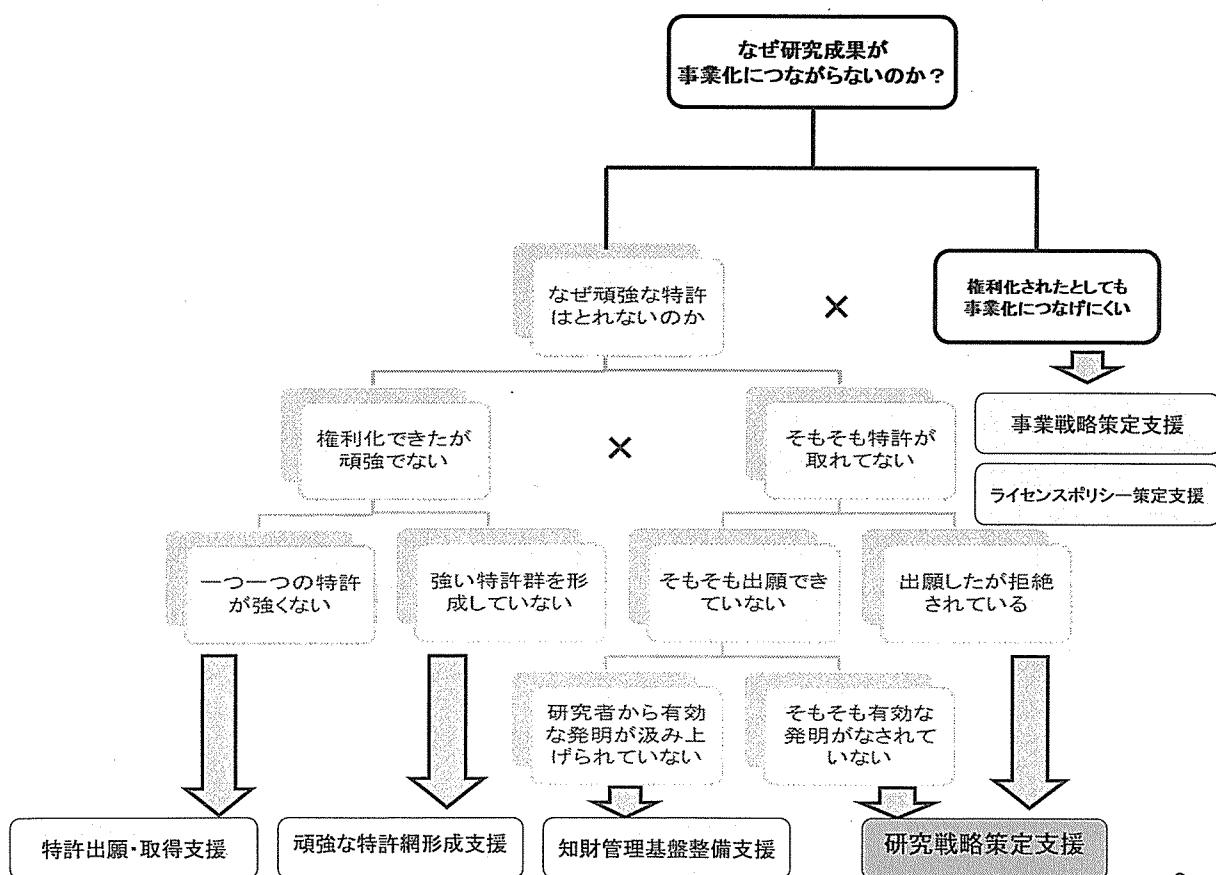
- 知財PDの能力 : 別掲
- 知財PDの動機付け: 雇用条件、やりがい等
- 知財PDの権限: 知財戦略の策定と遂行の統括。PL顧問、PL補佐等。
- 外部人材との連携: 有能な外部専門家等とチームを適宜組むことが可能
- 参加メンバーの協力: 参加研究者および各参加企業等の知財担当部門の協力が必須。サポートスタッフの配置があればなお良い。
- 予算の配分 : 調査外注費、その他活動費等の予算が必須。
- 執務環境 : PC、机等の環境が必須。

2. 国費が投入されたコンソーシアムの目的 と参加企業の認識の共有

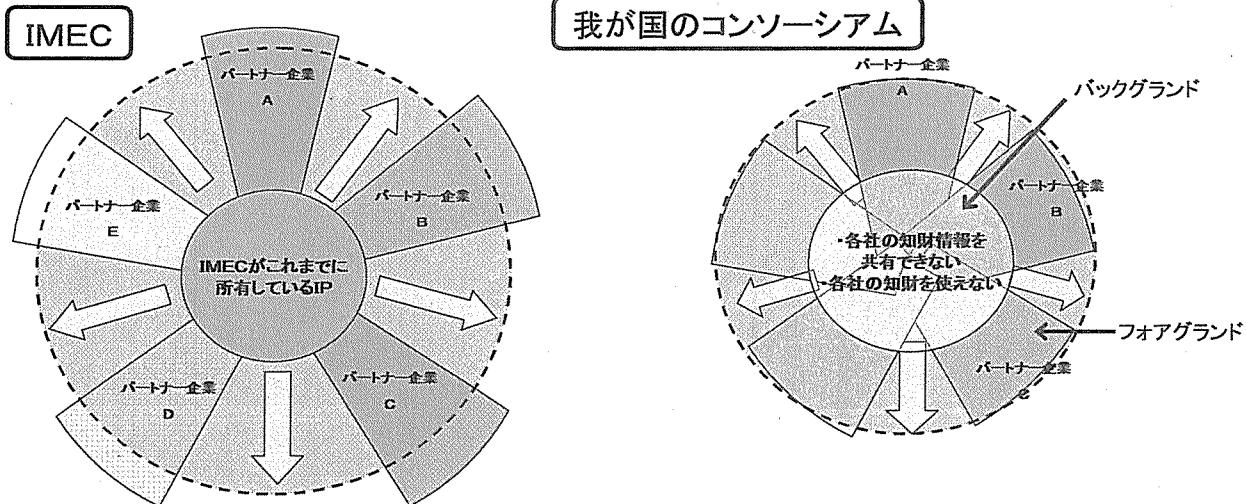
当該技術分野の産業の国際競争力の強化を図るとともに、
更なる研究開発の促進・活性化につながる研究成果を創出すること。

そのためには、以下の参加企業の認識の共有が前提

- **特定企業のためのプロジェクトではない**
→ 我が国の当該分野の産業の発展のため、皆で事業化につなげる
- **企業の利害を超えて、他の研究者との相乗的な研究開発効果を意識し、主体的に参加する**
→ 単なる情報収集のみの参加はしない
- **プロジェクトに関連する各参加企業等が有する既存の特許情報は、開示し共有する**
→ 既存の知財情報を共有し、研究効率を高め、成果を活用しやすくする
- **コンソーシアムで創出した成果は、少なくとも参加メンバーで共有する**
→ 成果を共有し、事業化できるように管理されることが望ましい



2. 2 なぜIMECが魅力的なのか？



- 知財が残るからこそ、更に積み重ねることができる
- IMECが蓄積している知財を使えるからこそ、事業化につなげることができる
- 各社の関連知財情報を共有できないと、新たな積み重ねは困難
- 各社の関連知財が使えないと事業化は困難

7

2. 3 プロジェクトの成果を事業化につなげるためには

1. コンソーシアム参加以前の参加メンバーの知財の扱いはどうすべきか？(バックグラウンド)

- ① 既存特許
- ② 公開されている出願
- ③ 未公開の出願

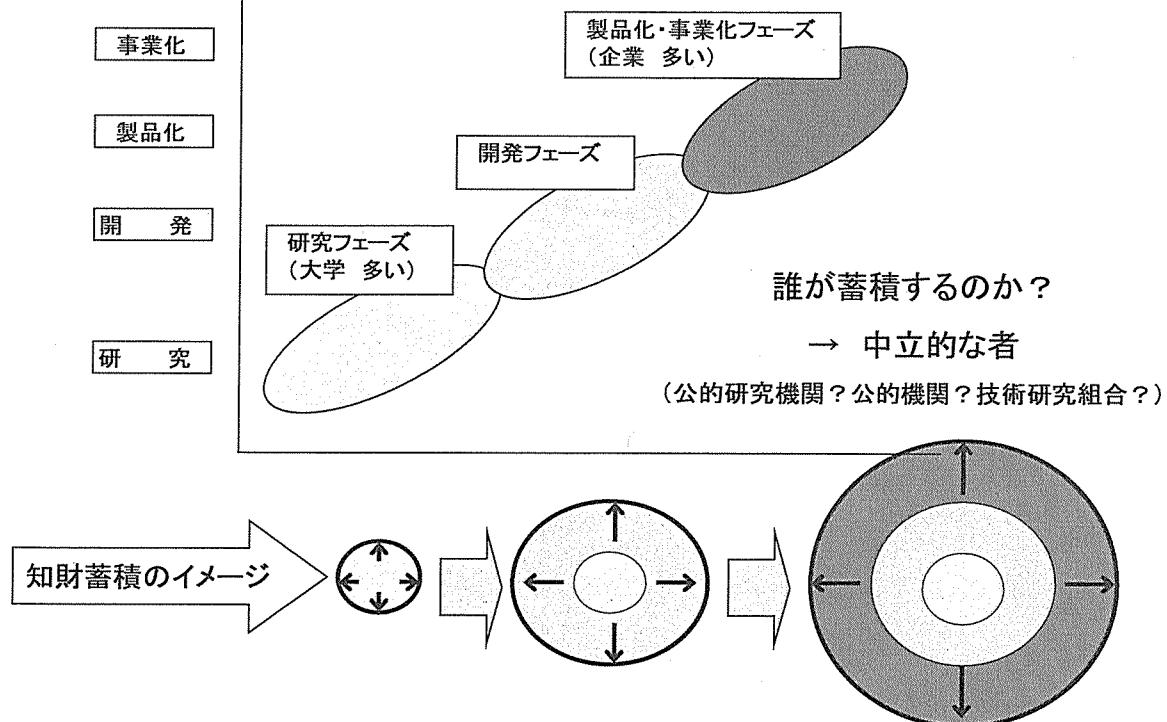
2. コンソーシアム終了後の成果である知財の扱いはどうすべきか？(フォアグラウンド)

- ① 誰が
(参加メンバー分散、技術研究組合、LLC、公的機関など)
- ② 何を
(ライセンス業務、ライセンスポリシーの遵守の監視など)
- ③ どのように
(参加メンバー、第三者、国内、国外)

8

2.4 知財を蓄積する仕組みが必要

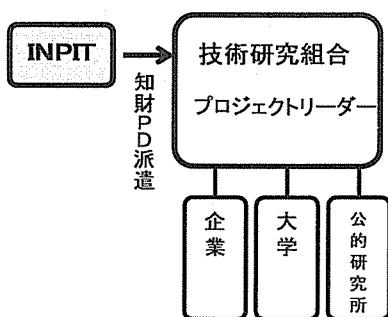
→ 共同研究の効率が高まる、事業化がしやすい



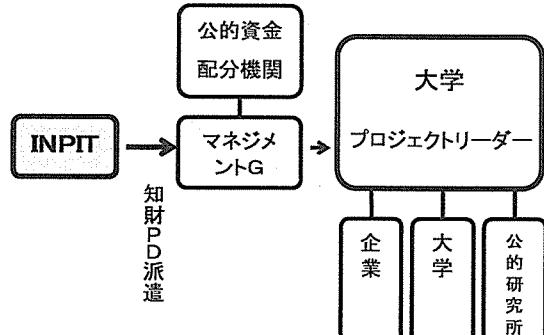
9

2.5 プロジェクト実施体制の類型

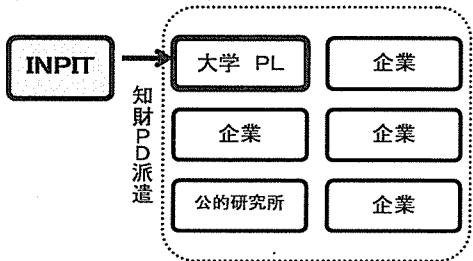
(1)技術研究組合を中心のプロジェクト
例:BEANSプロジェクト



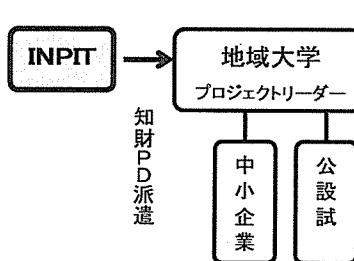
(2)大学中心で外部の管理サポートがあるプロジェクト



(3)N対N型プロジェクト



(4)地域小規模プロジェクト



□ はプロジェクトの代表研究機関

10

3 その他の留意事項

- コンソーシアムの規模の違いにより支援の体制も柔軟に適応させるべき
例. 十数以上の大学、企業等が参加する大規模なもの(応用研究段階)
いくつかの大学、企業等が参加する小規模なもの(基礎研究段階)
- コンソーシアムの地方大学や中小規模大学、あるいは、中小ベンチャー企業は知財管理体制が脆弱なため支援が必要
例. 知財管理ルールや発明の汲み上げ、評価等ができる体制が十分でない。
- 技術分野の違いにより、知財管理の考えが異なる
例. バイオ、医薬のリサーチツール(創薬のツールとなる基盤技術)
半導体等のプロセス技術(ノウハウが重要)
多くの部品等からなる装置(1つの権利では製品はできない)

11

3. 1 バイオ・医薬分野(一特許一製品)

- 一特許、一製品
- 長期かつ多額の研究投資→成功確率は低い
- 複雑で未解明な疾患への治療薬→ 一社での垂直統合型の製品開発の限界
- 上流域でのオープンイノベーションを模索
→ ベンチャー企業の買収、大学との共同研究等

【国費投入のコンソーシアムへの期待】

- 例)複雑系疾患メカニズム解明のためのリサーチツール
→ 公益性の観点から参加メンバーあるいは第三者で共有できるしくみが必要
→ 海外は?

12

3. 2 機械、電機等(多特許一製品)

- ・ 多特許一製品(電気自動車＝モータ+電池+制御装置など)
- ・ 連続な改良発明は自社でも可能
- ・ 多分野組合せの複合技術の増加
- ・ 不連続な革新的技術開発は自社のみでは困難
→ オープンイノベーションを模索

【国費投入のコンソーシアムへの期待】

- ・ 例) 新規産業の中核的基盤部材あるいは製造技術
 - 中核的基盤部材を作るための共有ツール
 - 中核的基盤部材そのもの

13

参考資料

14

コンソーシアムにおける知財PDの目的

国費が投入されたコンソーシアムの目的の達成のため、

- ・ 知財プロデュース、即ち研究戦略や事業戦略踏まえ、コンソーシアムから創出された技術シーズについて、戦略的な知財ポートフォリオを構築する。

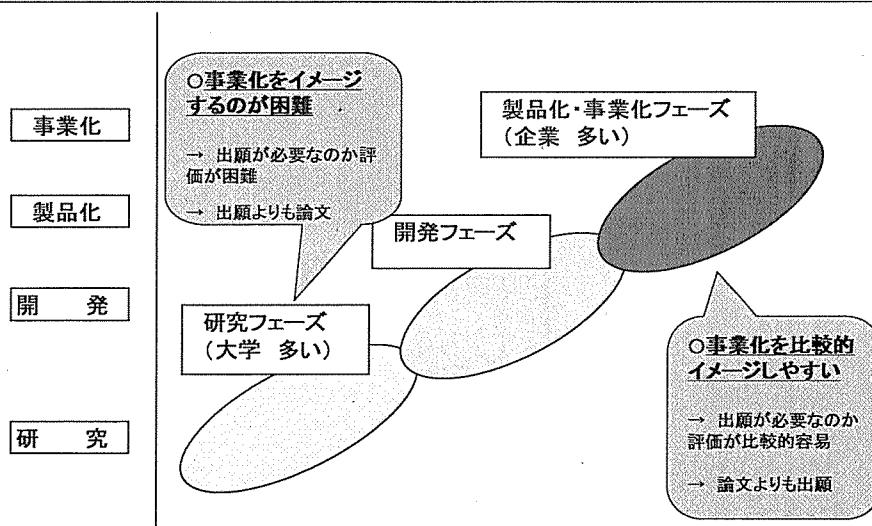
そして、知財プロデュースの実現のため、

- ・ 知財プロデューサーは、外部専門家を適宜活用し、知財戦略の策定及び遂行をコンソーシアム内で統括する。

15

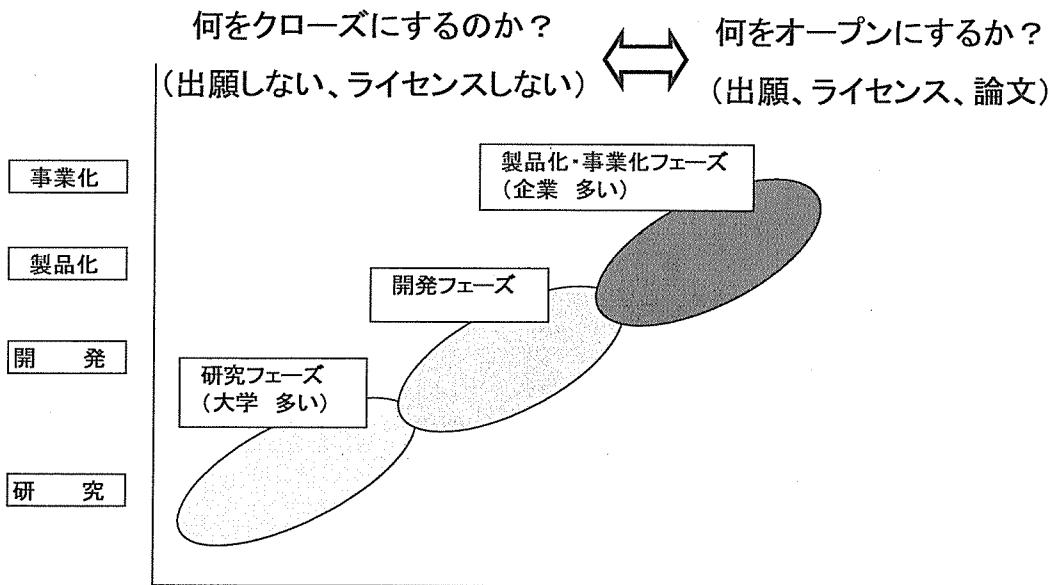
「出口」とは、必ずしも事業化のみではない

【出口イメージは？】 研究開発フェーズにより異なる
事 業:(製品、ビジネス) 世界一小さい〇〇を作れば、市場が広がる
機 能:(達成される機能) 〇〇の速度を飛躍的に高め世界最速のコンピュータを作る
技 術:(基盤技術) 応用技術の基盤となる計測装置をつくる(リサーチツール等)
(技術の到達目標) 薄膜の薄さを1／2にする
知 財:(特許ポートフォリオ) この分野でコア特許、及び、その周辺・関連特許網を作る。外国出願…
その他:



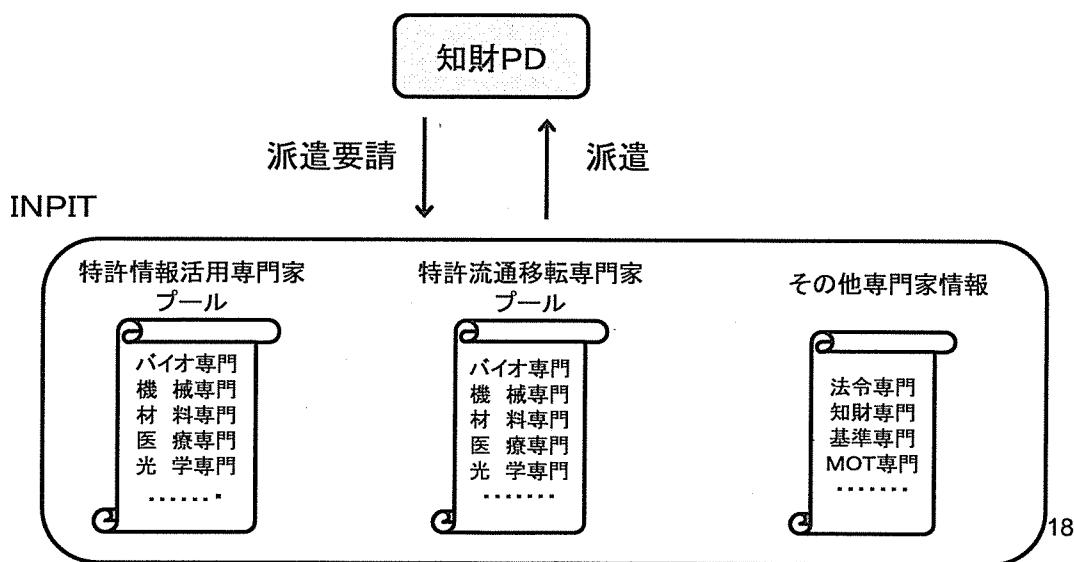
16

国際的な競争戦略が必要



知財PDのチーム派遣の具体的イメージ

知財PDがプロジェクトの進行に伴い、
適時適切に専門家を招集しチームが構築できる体制



プロジェクト終了後の知財管理を誰が行うのか

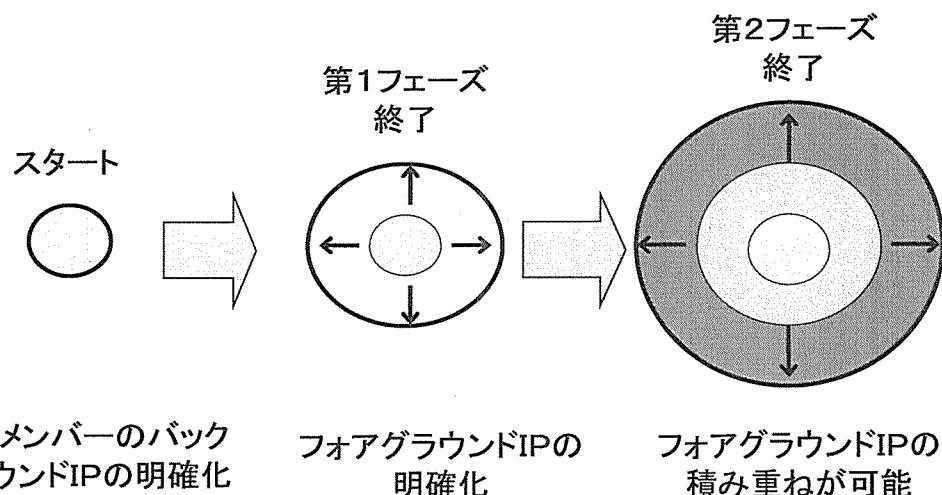
権利化前：権利化を目指すのか、否かの判断は誰が？

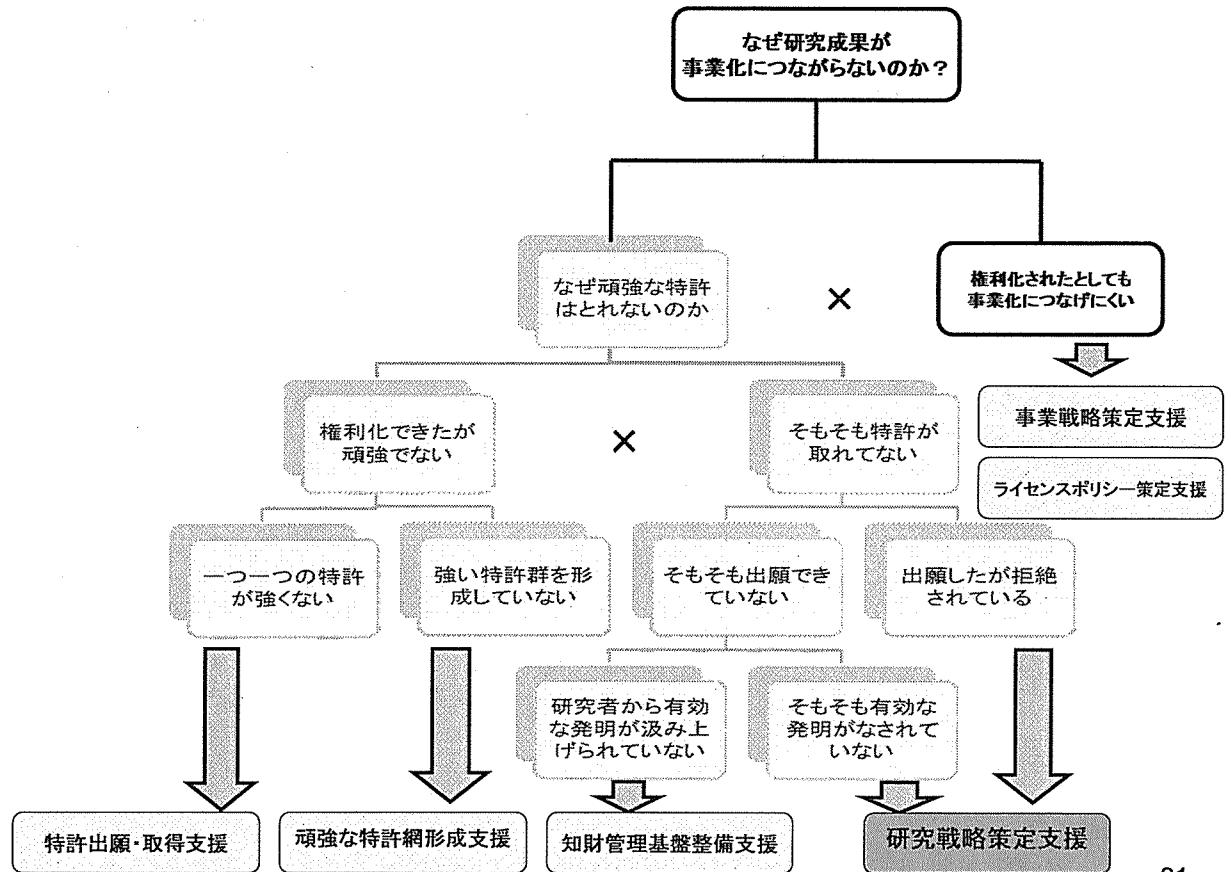
権利化後：権利継続の判断は誰が？

内部メンバー又は外部メンバーへのライセンスは誰が？

- ・ 技術研究組合がある場合
→ 権利化、権利継続の判断、及び、ライセンスポリシー遵守の管理が比較的容易
- ・ 公的資金配分機関によるプロジェクト管理がなされた場合、
→ 権利の取扱い等が各参加メンバーに分散される場合
→ 公的資金配分機関によるライセンスポリシー遵守の管理行われる場合
- ・ プロジェクト解散後、権利の取扱い等が各メンバーに分散される場合、
→ ライセンスポリシー遵守の管理等が比較的困難

19





研究開発コンソーシアムにおける知財管理プロセス(案)

人・物・金		～プロジェクト採択時	プロジェクト初期段階	～プロジェクト推進段階～	プロジェクト終了～
【コンソーシアムの目的】 当該技術分野の国際競争力の強化を図るとともに、更なる研究開発の促進・活性化につながる研究成果の創出。	知財管理プロセス	研究戦略策定支援 ➡	知財戦略の策定 知財管理基盤整備支援 ➡	特許出願・取得支援 ➡	頑強な特許網形成支援 ➡
【知財プロデュースの目的】 コンソーシアムの研究戦略や事業戦略を踏まえた戦略的な知財ポートフォリオの構築		・技術戦略マップや特定技術の特許マップ等を踏まえ、事業化を意識した研究戦略の策定	知財管理基盤の整備及び事業化(出口イメージ)を視野に入れたプロジェクトの知財戦略の策定とその共有	発明をもれなく吸い上げ、評価し、強い権利となるようクレーム、明細書を工夫	周辺、応用発明等への展開により頑強な特許網となるよう戦略的に知財ポートフォリオを構築
公的資金配分機関	研究戦略策定支援	・知財成果への期待を明示 ・知財PD派遣の推奨 ・知財関係予算の配分 ・技術戦略マップとの整合の確認や特許情報の活用		定期的な成果確認 適切な予算配分	・参加企業が個別に出願する場合、プロジェクト終了後における全体管理 ・プロジェクト終了後のライセンスボリシー遵守の全体管理
研究開発コンソーシアム (知財プロデューサー(チーム) 特許情報専門家、 事業化を検討できる専門家 弁理士、弁護士等)	知財戦略の策定 知財管理基盤整備支援	・知財戦略の策定(知財ポートフォリオの出口イメージ) ・知財取扱ルール等規程類の整備 ・知財委員会等意思決定機関の設置 ・産学官間の連携方策の整備(コミュニケーションの場の創出) ・特許情報の活用による研究戦略の修正 ・知財研修、啓蒙(ルールの徹底) ・事業化(出口)イメージの共有			
	特許出願・取得支援		・研究者等とのミーティングの定期的開催 ・発明の吸い上げ ・発明の評価(知財委員会等) ・強い特許に向けた明細書等の作成支援 ・権利取得手続き		
			頑強な特許網形成支援	・プロジェクト全体で頑強な特許ポートフォリオの形成 ・周辺特許、応用特許への展開	
(内)知財プロデューサーが行うこと		(フィジビリティースタディー段階において、既存の特許マップに基づく研究戦略構築に関する相談対応) 公的資金配分機関との連携により可能性あり	【特許マップ作成方針の指示】 ・特許マップの作成方針の指示 ・得られたマップに基づく分析 【研究戦略修正の参考情報提供】 ・研究戦略の修正の検討材料として、分析結果をプロジェクトリーダーへ報告 【事業化イメージのヒアリング】 ・参加機関から事業戦略あるいは事業化イメージ(出口イメージ)をヒアリング 【知財戦略の策定】 ・研究戦略、事業戦略と整合する知財戦略の策定(知財ポートフォリオの出口イメージとそれに至るロードマップ) 【知財関連規程類の策定】 ・参加企業等の知財担当者と調整し、知財に関する規程類を策定 【知財意思決定機関の設置支援】 ・知財に関する意思決定機関の設置をプロジェクトリーダーへ要請 【知財に関するルールの周知】 ・研究者への知財に関するルールの周知 ・発明届けの周知徹底 【コミュニケーションの場の創出】 ・事業化(出口)のプレストや知財成果のイメージの共有のため、参加メンバーのコミュニケーションの場の創出	【発明の網羅的抽出】 ・発明抽出の漏れがないよう、研究者との定期的なミーティングを実施 ・発明届けの徹底の確認 【発明評価委員会の開催】 ・届け出がされた発明を委員会等へ諮り、委員会メンバーとして発明を評価 【出願機関の知財担当者との連携】 ・出願をする機関の知財担当者へプロジェクトの評価及び知財ポートフォリオの位置づけを伝達 【出願時のアドバイス】 ・頑強な特許となるよう、出願時に明細書及びクレームの確認を行い、適宜アドバイス 【中間処理等に関する相談対応】 ・強い特許獲得に向けた出願あるいは中間処理に関する出願機関からの相談への対応	【外国出願するか否かの検討】 ・プロジェクト全体で頑強な特許ポートフォリオを構築するため、外国出願を行うか否かを委員会等で検討 【特許網展開のアドバイス】 ・プロジェクト全体で頑強な特許ポートフォリオを構築するため、周辺特許、応用特許等への展開をアドバイス 【知財ポートフォリオ進捗の評価】 ・プロジェクト全体で頑強な知財ポートフォリオを構築するため、プロジェクトリーダー等とともに適時に評価し、対策を検討 【国内外出願の動向の観察・分析】 ・他の機関等の出願動向を観察・適宜周知、計画の変更
知財管理組織 (LLC等)				知財管理・活用	・プロジェクト終了後の知財管理業務 ・プロジェクト終了後のライセンスボリシー遵守の全体管理
設備	PO等執務環境、国内・国外調査DB(IPDL,J-Dream II等)、マップ化ツール(NRI等)				
予算	技術動向調査費、市場動向調査費、出張費、出願費用、弁理士費用、書籍代、その他活動費				・特許管理経費 特許年金等費用

知財プロデューサに求められる能力(知識、スキル)(案)

	連携人材	知財管理基盤整備支援	特許出願・取得、特許網構築支援
知識 (知っている)	<p>【技術】 特定技術の専門レベルの知識（深く） 広範な関連・周辺技術の知識（広く）</p> <p>【法令】 産業財産権四法 不正競争防止法 産学官連携関連法 ・産業活力再生特別措置法 ・大学等技術移転促進法(TLO法) ・産業技術力強化法 ・技術研究組合法 契約法 独占禁止法 審査基準 外国特許法・基準</p> <p>【技術・経営・戦略】 知財戦略論 技術戦略論（研究戦略、事業戦略） 標準化戦略論 技術マーケティング論 イノベーション論 プロジェクトマネジメント論</p> <p>【知財管理】 知財契約 知財管理規程</p>	<p>研究者等</p> <p>弁護士等 弁護士等 弁理士等 弁理士等</p>	<p>○△ ○○○ ○○○ △△ ○○○○ ○○○○○ ○○</p>
スキル (できる)	<p>【知財関連スキル】 特許情報調査スキル（特許マップ等） 特許明細書作成スキル（強い特許） 中間手続き対応スキル（中間処理対応） 特許ポートフォリオ構築スキル（特許の束） 技術動向調査スキル 市場動向調査スキル</p> <p>【基礎的スキル】 論理的思考 主体性（自ら問題点を発見し、解決する） コミュニケーション能力（調整、交渉） 戦略的思考 マネジメント能力（研究、知財）</p>	<p>特許情報支援AD等 弁理士、企業知財部等 弁理士、企業知財部等 特許情報支援AD、シンクタンク 特許流通AD、シンクタンク等</p>	<p>△ ○△ ○△ ○△ ○△ ○○○○ ○○○○○</p>

・習得方法：知識の習得は、主に座学研修、e-ラーニング。

スキルの習得は、主にOJT、セミナー参加、実践研修。

研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサーの在り方に関する研究会
報告書目次（案）

0. はじめに

1. これまでの経緯

- (1) 「イノベーション促進に向けた新知財政策」（特許庁）による提言概要
- (2) その他の関連する報告書等
- (3) 海外の事例
- (4) 本研究会の位置づけ、目的

2. 我が国のコンソーシアムにおける知財マネジメントの現状

- (1) 国内の事例（知財PD試行派遣先を中心として）
- (2) 委員からの意見（第1、2回ディスカッション）

3. コンソーシアムにおける知財マネジメントのあるべき姿

(1) 国費が投入されたコンソーシアムのあるべき姿（第1回 一枚紙）
我が国がイノベーションに寄与する成果を創出するためには、知財マネジメントはどうあるべきか。期待されていることは何か。

(2) 頑強な知財群をプロデュースする知財マネジメント（第2回資料）

プロジェクト採択前から終了後までの各フェーズに応じて、頑強な知財群を知財プロデュースのための等の業務を明らかにする。

- ① プロジェクト採択時
- ② プロジェクト初期段階
- ③ プロジェクト推進～終了段階
- ④ プロジェクト終了後

→コンソーシアムを横断的に知財の観点からマネジメントする専門家が必要。

4. 知財プロデューサに求められる業務

各フェーズにおける知財プロデューサに求められる業務

5. 知財プロデューサに求められる能力及び育成手法

行動の成果＝能力（知識＋スキル） × 動機付け × 役割・権限意識

- (1) 知財プロデューサに求められる能力

- (2) 知財プロデューサの育成手法
- (3) 知財プロデューサの成果が得られる条件（動機付け、権限等）

7. INPITによる知財プロデューサ派遣スキーム（案）

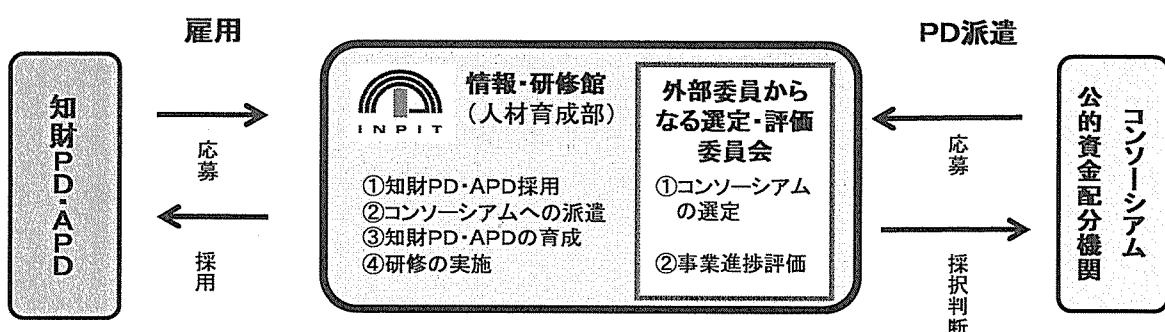
8. おわりに

INPITによる知財PD派遣事業(案)

- | | |
|------------|---|
| 1. 派遣期間 | 原則1年。プロジェクト期間更新可 |
| 2. 派遣要請 | 研究開発コンソーシアム代表者、技術研究組合、公的資金配分機関等からの派遣要請が必要 |
| 3. 派遣対象 | 公的資金が投入された研究開発コンソーシアムで選定基準を満たすもの |
| 4. 派遣人材 | 知財PDをアドホックな専門人材と連携できる体制で派遣 |
| 5. 人材の確保 | 既存人材の活用、あるいは、採用基準を満たす人材の新規採用 |
| 6. 評価・選定体制 | 外部委員からなる評価・選定委員会の設置 |

1

INPITによる知財PD派遣事業(案)



PD採用基準

- ①特定技術の専門レベルの知識を有すること。
- ②法令に関する専門レベルの知識を有すること。
- ③事業・経営・知財管理の知識を有すること。
- ④知財関連のスキルを有すること。
- ⑤使命感、誠実さ、本事業の熱意を有すること。

APD採用基準

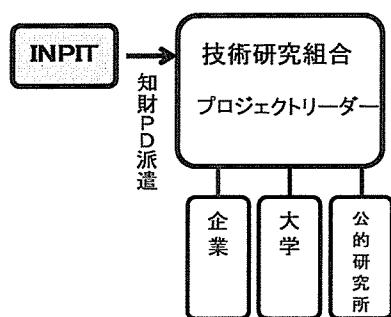
上記PD採用基準①～④を緩和したもの

プロジェクト採択基準

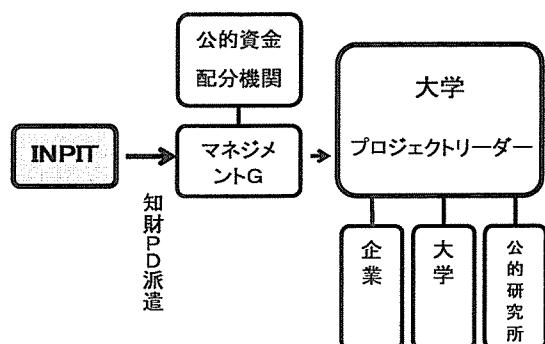
- ①研究機関等が連携して研究開発を行っていること。
- ②国から研究資金が投入されていること。
- ③知的財産に係る事務管理等を行う体制を有すること。
- ④特許マップ作成等の調査費用を有すること。
- ⑤知財戦略策定を構想していること。
- ⑥プロジェクトリーダーのサポートが得られること 等

派遣対象となるコンソーシアムの類型

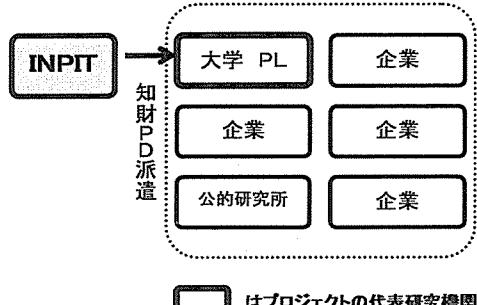
(1) 技術研究組合が中心のプロジェクト
例: BEANSプロジェクト



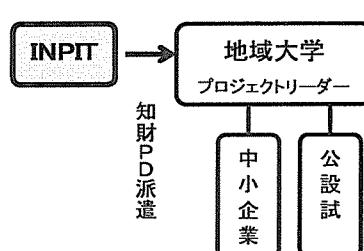
(2) 大学中心で外部の管理サポートがあるプロジェクト



(3) N対N型プロジェクト



(4) 地域小規模プロジェクト

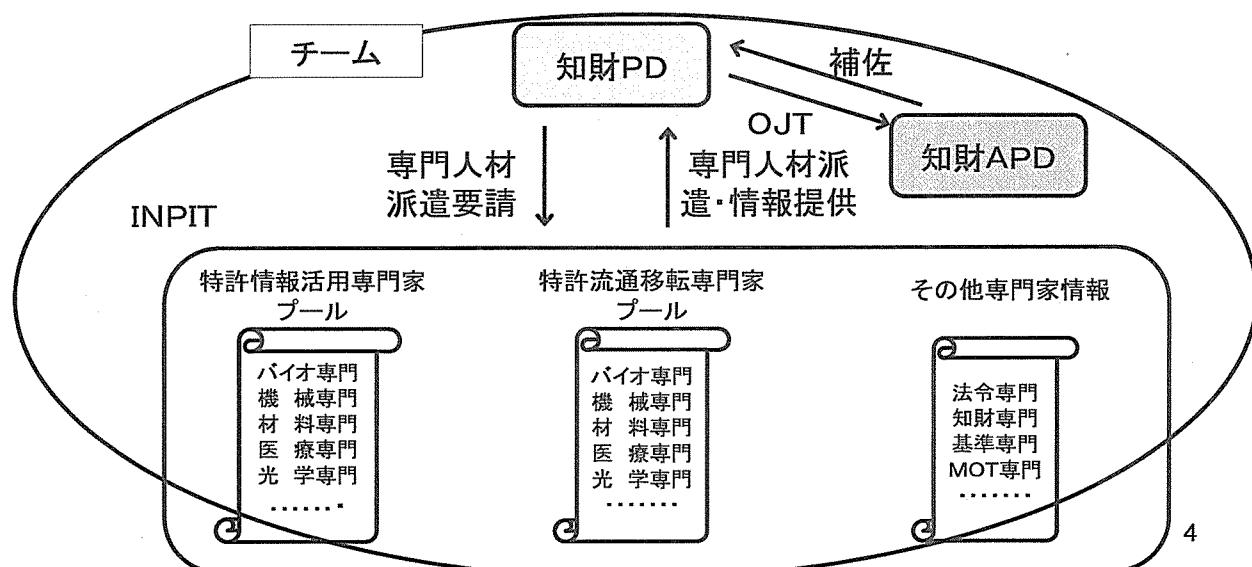


□ はプロジェクトの代表研究機関

3

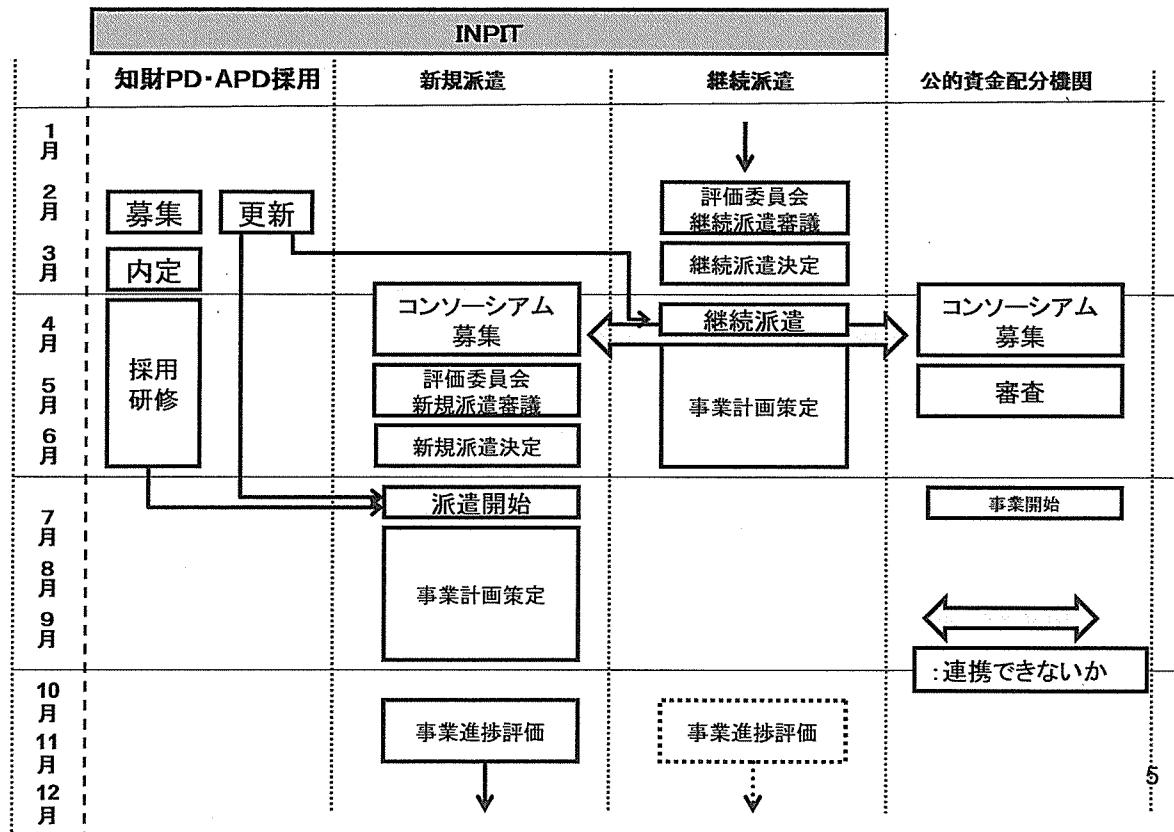
知財PDのチーム派遣の具体的イメージ

知財PDがプロジェクトの進行に伴い、
適時適切に専門家を招集しチームが構築できる体制

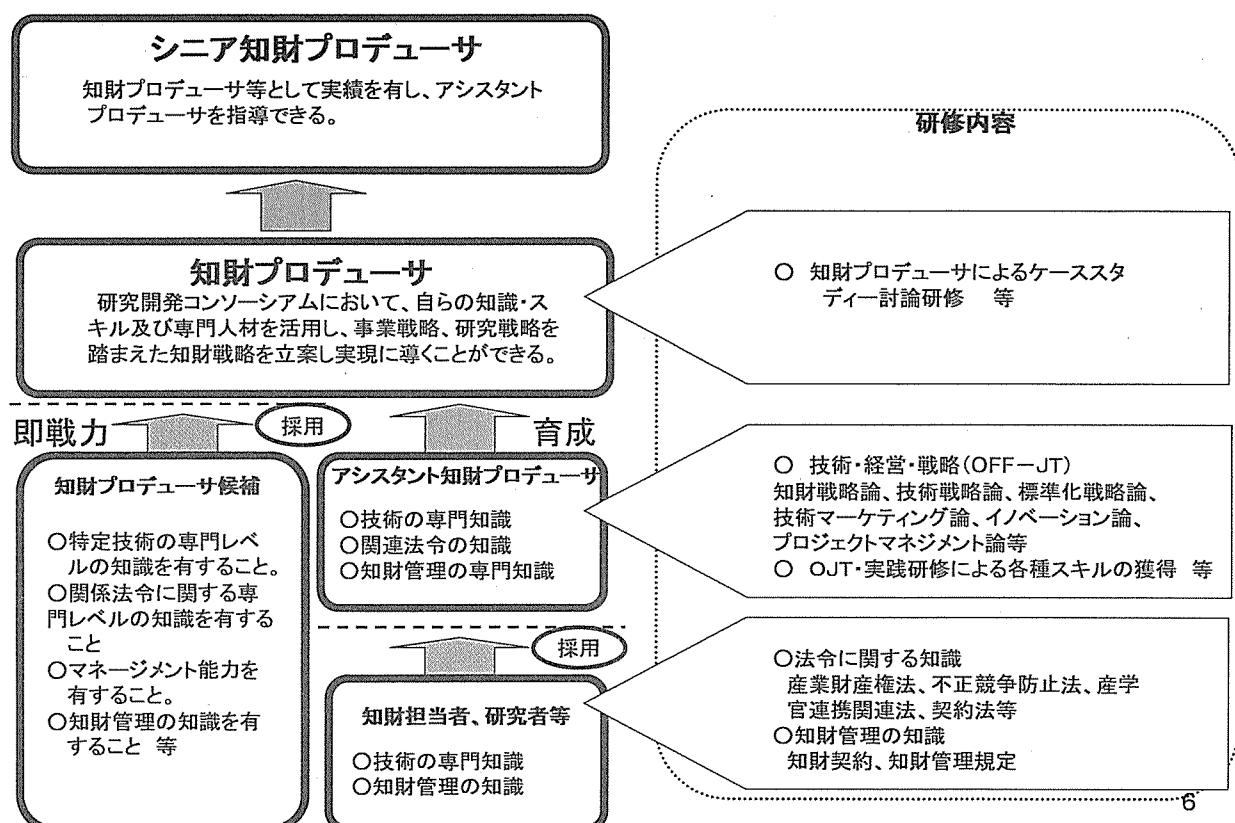


4

事業実施体制及び派遣までのスケジュール(案)



知財プロデューサの育成イメージ



研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサの在り方に関する研究会
(第3回) 議事要旨

1. 日時：平成21年12月2日（水）10：00～12：00

2. 場所：経済産業省別館1階 114号会議室

3. 出席者：

委員

座長	鮫島 正洋	内田・鮫島法律事務所 弁理士・弁護士
	加藤 泰助	東芝テクノセンター株式会社 取締役社長
	桂 正憲	(独)産業技術総合研究所 知的財産部門 部門長
	島田 昌	(独)科学技術振興機構 知的財産戦略センター 副センター長
	中村 吉明	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 研究開発推進部 部長
	半田 宏	東京工業大学 統合研究院ソリューション研究機構 教授
(欠席)	渡辺 裕二	(株)アステラス製薬 知的財産部 部長

事務局

井上人材開発統括監、渋谷人材育成部長、筑波部代、川鍋部代、
北村主査

4. 議事概要

前回の意見を反映した配付資料1の1、資料2、資料3及び追加の参考資料に沿って事務局が説明、質疑応答を行った。

次にINPIT第Ⅲ期中期計画の策定につながる知財PD派遣事業について、配付資料5により事務局が説明、自由討論を行った。また、渡辺委員のコメントを事務局から紹介した。

最後にフォアグランド、バックグランドの知財の取扱及び研究会報告書の目次についての意見を求めた。

各委員の主な発言要旨は以下のとおり。

議事1 「知財プロデューサの業務と能力について」（前回からの継続）

- ・ プロジェクトが採択される前に、プロジェクト終了後の知財管理を目的としたLIC等の設立等、大枠の枠組み作りが必要。成果の活用について、

プロジェクト公募時に公益性を明記した上で、会社や大学等に参加させるべき。

- ・ 知財プロデューサを探査前にも関与させるべき。
- ・ 知財プロデューサの業務はプロジェクトの規模によっても異なり、目的を明確にしなくてはならない。
- ・ 権限の付与については、大学知財アドバイザーも学内で苦労した。学長との信頼関係により権限は与えられるもの。
- ・ 知財プロデューサの特許マップに使える予算はあるのか
→無い。プロジェクトリーダーの経費が使える実例はある。
- ・ プロジェクト採査後の業務は、事務局案で異論無し。

- ・ 公的資金が投入される国プロは公益性を重視する必要があり、権利移管時の契約書の内容（条項等）にこの点を明記すると良い。
- ・ 知財取扱の枠組みについてNEDOもこれまで意識してなかつたが、原則を決めていく必要があると感じている。
- ・ 知財プロデューサは相当な知識を持ち能力がある者でないと、プロジェクト参加企業の者から認められない。

- ・ 国プロの成果物である特許番号及びライセンスポリシーについて公表すれば、公益性を担保できるのではないか。
- ・ 知財プロデューサの権限はどこが決めるかの？
→プロジェクトからの派遣要請により派遣するため、PL補佐として、PLの後ろ盾により権限が与えられる。

- ・ 公的資金配分時では出口のイメージは様々であり、成果の活用に関する細かなことは決められない。
- ・ プロジェクト終了後、分配された成果の継続的な管理は会社の自主性に委ねるべき。
- ・ 権利が企業へ移管された後の有効活用まで知財プロデューサが監視していくのは疑問。企業では移管時の契約に守られる。
→ 権利移管後まで知財プロデューサは監視しない。
- ・ 企業は期待できない成果には手を出さないため、まだ出ていない成果について初期段階で決めて行くにも限界があり、ケースバイケース。
- ・ 企業のエゴがあると思うが、いい成果が出た場合は興味がある。
- ・ 知財プロデューサの権限はプロジェクトリーダーから付与されて、それをプロジェクト内への周知が必要。

- ・ 初期段階で大きな部分の知財取扱の枠組み作りは必要。
- ・ ノウハウを理解するには、知財プロデューサ研究室に通わないと無理。発明の掘り起こしのため、研究室を回ったりするのか。
→ 資料2に記載されているとおり、網羅的に発明を抽出するために、研究者との定期的なコミュニケーションは知財プロデューサの業務と考えている。

- ・ プロジェクト終了後の権利管理は、発明者（大学教授等）が所在不明の場合があり困難。
- ・ 日本版バイドール以前はJSTも出願人として管理していたが、維持費が大変であった。以降は大学で維持費の問題が発生していると思われる。
- ・ 国費を使った成果を企業は外国企業に売ってしまうケースがあり問題。一部LLCが知財を持つのも有効。
- ・ 知財プロデューサ候補（現大学AD）の経歴を見る限り申し分ない。JSTには知財プロデューサと同じような経歴の技術参事がいる。知財の掘り起こしで研究室をよく訪問しフットワークのよい者が、多く成果を出している。

議事2 「INPITによる知財プロデューサ派遣事業（案）について」

- ・ ポスドクや弁理士のように資格を有しているが職を得ることが困難な状況の者がいるので、企業出身者のみではなく、もっと入口を広げた知財プロデューサの人材育成をすればよい。
- ・ 標準スキルを作成するのも一案。ITや環境分野では標準スキルが策定されているものがある。
- ・ 知財プロデューサ派遣と人材育成事業とを分けて実施できないか？
・ 派遣しながら育成するものとは別に、研修を外部に公開しポスドク、企業の現職を育成して知財プロデューサとして採用することも一案である。
→ 知財プロデューサ育成の研修等については、外部の者への公開も検討する。
- ・ 人材の確保が重要である。ここでは知財プロデューサ候補者が実在する前提でスキームが出来ているが、人材を育成することが必要になってくる。
- ・ ケーススタディ、海外の成功例を勉強させる育成手法は有効。

- ・ 人材派遣業の観点から、法令規則の事前確認が必要（人材派遣法等がブレーキになる場合がある）。

議事3 「フォアグランド、バックグランドの知財の取扱について」 知財プロデューサが考えている課題を事務局から説明した後、自由討議を行った。

- ・ 企業は求めてもバックグランドの知財を出さない。知財プロデューサは特許マップを作成することで、プロジェクトの知財戦略を行うべき。
- ・ プロジェクト公募に制約が多いと参加する企業が少なくなる恐れがある。
- ・ 企業のバックグラウンド知財の共有は難しい。
- ・ 企業は技術を簡単に出せない（企業内の制約が多い）。
- ・ 企業が保有している知財をオープンすることは標準化の例外はあるが、リスクがある。
- ・ 知財をオープンにすること、共有すること、ライセンスすることはこの研究会とは別で議論すべき。
- ・ 公開された特許は共有できるが、その裏のノウハウまでは共有できない。
- ・ バックグランド、フォアグランドの知財は個別の問題とした方がよい。

議事3 「研究開発コンソーシアムにおける知財プロデューサの在り方に関する研究会報告書目次（案）について」

- ・ 少しネガティブな内容を示さないといけなくなるが「今なぜ知財プロデューサが必要なのか？」を記載したらどうか。
- ・ 知財プロデューサは知られていないのでイメージを明らかにすべき。
- ・ 知財プロデュースという言葉の定義も明確にすべき。
- ・ 報告書の作成内容については事務局に一任する。
- ・ 出口をイメージした研究開発をすべきで、その際には知財PDが必要であろうといった提言にされることを期待している。
- ・ 知財プロデューサの定義を明確にすべき。

○ 事務局

- ・ オープンイノベーションの観点から必要性を記載する事としたい。

5. 事務局より

- ・ 今回の議論を踏まえ、報告書案の作成に取りかかりたい。
- ・ 報告書を作成するに当たって、適宜メール等で相談させていただく。
- ・ 次回は、2月上旬。別途日程調整をさせていただく。

以上

